

単独処理浄化槽を使用している皆様へ

合併処理浄化槽への転換のお願い

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課
静岡県交通基盤部都市局生活排水課

1 身近な水環境を守るために

私たちが、台所、洗濯、風呂、トイレなどから流す生活排水は、下水道や合併処理浄化槽などの排水処理施設により、きれいな水に処理された後、河川などに放流されています。しかし、単独処理浄化槽は、台所、洗濯、風呂などの生活雑排水を処理できないため、河川などの水質悪化の原因となっています。



不快なおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

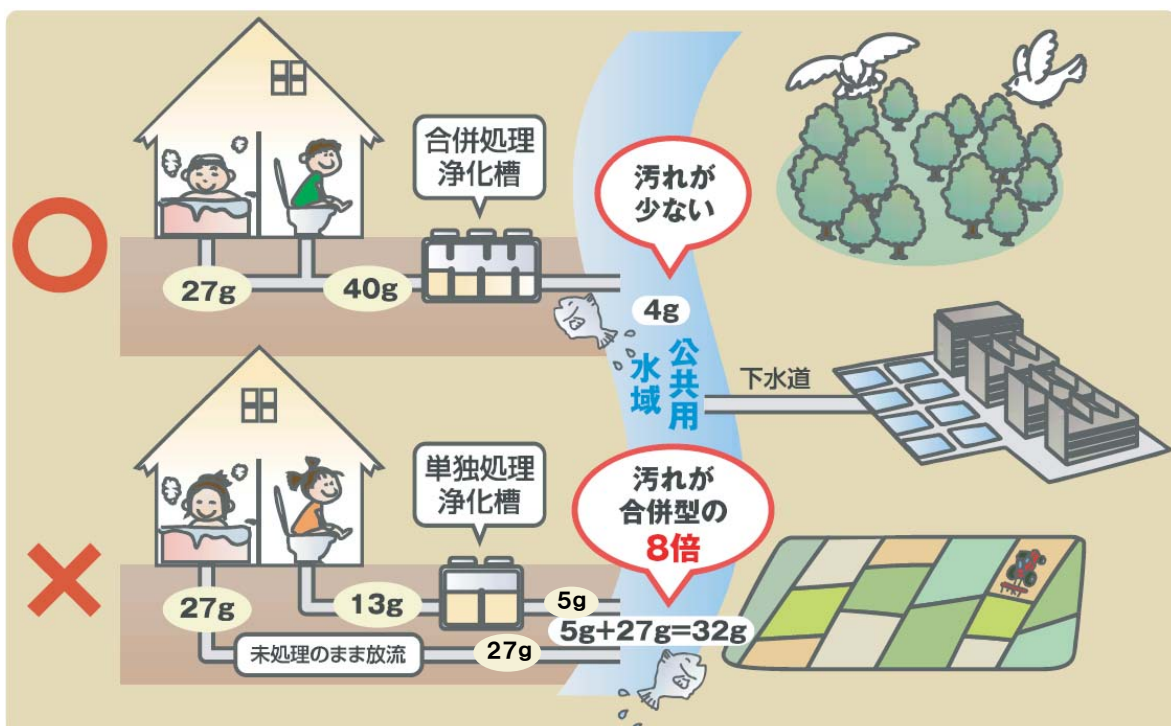
出典：環境省発行小冊子「浄化槽」を使って、身近な水をきれいにしましょう！」

2 合併処理浄化槽を使いましょう！

一人一日当たりの生活排水の汚濁物質（BOD量）は40gとされています。合併処理浄化槽は、この汚れを90%以上取り除くことができ、単独処理浄化槽と比べると、河川などに放流する汚れの量を8分の1まで少なくできます。

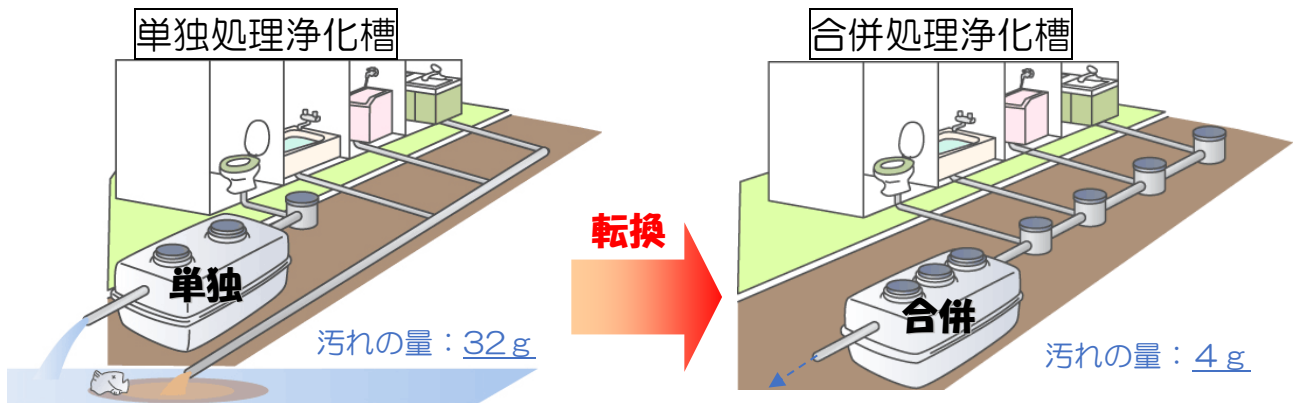
環境にやさしい合併処理浄化槽へ転換し、身近な水をきれいにしましょう！

※下水道供用済み区域にお住まいの方は、下水道への接続をお願いいたします。



出典：環境省発行小冊子「浄化槽による地域の水環境改善の取組み」

3 合併処理浄化槽への転換イメージ



出典：環境省浄化槽サイト「自然にやさしい浄化槽のひみつ」

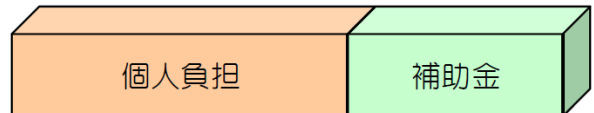
4 合併処理浄化槽の設置に対する補助制度があります！

県内市町(清水町を除く)では、浄化槽の設置への助成制度が設けられています。

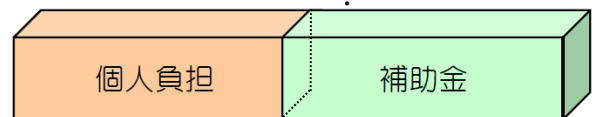
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合には、新設に比べ補助金を上乗せしている市町もあります。

詳しくはお住まいの市町浄化槽担当課までお問い合わせください。

新設の場合(例)



単独から転換の場合



浄化槽設置の負担割合の例

※上乗せがない市町もあります

5 お問い合わせ先

内容	担当課	電話番号
浄化槽の補助金に関すること	お住まいの市町浄化槽担当課	
	(お問合せ先が不明な場合) 交通基盤部都市局生活排水課	054-221-3067
浄化槽の維持管理に関すること	くらし・環境部環境局生活環境課	054-221-2253
	賀茂健康福祉センター環境課	0558-24-2053
	東部健康福祉センター生活環境課	055-920-2136
	中部健康福祉センター環境課	054-644-9268
	西部健康福祉センター環境課	0538-37-2250